

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第5回）

日時 平成19年3月22日（木）

午後1時30分～4時30分

場所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

## 1 議 事

### 京都府人権教育・啓発推進計画の推進について

#### (1) 新京都府人権教育・啓発推進計画平成19年度実施方針等について

座長 委員の皆様、事務局の方々、もしもどなたか聞きにおいでになっていたら、皆さん、こんにちは。先ほどおっしゃいましたように、とくに委員の皆様方は3月下旬ということで学校、企業それぞれお忙しいところをご出席いただきありがとうございます。

お手元にありますように、今日は大きな議題としては一つです。つまり、今年度に府が人権教育・啓発についてなさってきた事業のご説明を聞いて、まとめられるうえで参考になるようなことがあればコメントをする、その前提としてご質問するというところでございます。全般的な教育・啓発に関わる部分と、それぞれの担当部局でなされている事業と、大きく分けて二つありますので、はじめに全般の部分をやりまして、真ん中で休憩をとります。私もお願いして、いつも時間ぎりぎりだから多少延ばしてほしいということで今日は4時半まで3時間とってございます。

したがって、全般のご説明を聞き、われわれのほうから質問、コメントをし、そのあと数分休憩をとりまして、各部局のご説明を聞き、同じように質問、コメントがあると思いますけれども、もし時間が余れば、この委員会そのものも含めて、というのは、われわれは人権全般をみるということが任務になっておりますので、個別の分野と違って具体的な問題に入ることがあまりありません。そして京都府としては毎年、人権教育・啓発の全般的な計画が立てられ、新しい問題が出ない限りその根本のところはあまり変わらないと思います。だとしたら、われわれは全般をみる懇話会として、何を将来に向けてやったらいいのか、それについてご自由にご発言いただき、かつ府のほうからも実はこういうことを期待しているということがあればお話しいただき、だいたいそういう順序で4時半まで進めたいと思いますのでよろしくご協力をお願いします。

では、はじめに府のほうからご説明をお願いします。

事務局 平成19年度の実施方針について説明をさせていただきます。お手元に「新京都府人権教育・啓発推進計画平成19年度実施方針案」というA4サイズのものがございしますが、4月から始まります19年度の人権教育・啓発を進めるにあたっての重点事項を明らかにするものでございます。スタイルは18年度の実施方針のスタイルと基本的に同じく、第1は「策定の趣旨」、第2は「平成18年度における人権をめぐる状況」、第3は「平成19年度実施方針」というスタイルはそのまま踏襲しまして、第4の「推進体制」も同じでございます。

具体的に18年度実施方針と比べて異なるところを中心に説明させていただきたいと思っております。まず、実施方針の1ページ目の第2に「平成18年度における人権をめぐる状況」ということで、18年度の状況を概観して記述しています。内容としましては、国際的な動きと国内的な法律の整備状況に対して概観しています。そのうえで人権に関わる事象としまして、今年

度の状況、昨年から今年にかけての状況といたしまして、いじめや虐待によって子どもたちが犠牲になる大変痛ましい事件が、ここ京都府を含め全国で相次いで発生した。また、自殺者が8年続けて3万人を超えるなど、人の命の尊さや、自分と同じように他人も尊重することの大切さを、今一度社会全体で見つめ直すことが厳しく求められるということで、いじめ、虐待、自殺、命の尊厳に関わる事象が相次いだという基本認識で概観をさせていただいております。

また、個別の人権侵害事象に関わる話としまして、17年度の実施方針でも少し書いてございましたが、同和問題に関わる事象といたしまして、『部落地名総鑑』が電子版も含めて発見されたのは大きなことかと認識しております。また、それと関わって戸籍あるいは住民票の大量不正取得事件が司法書士や行政書士によって行われた。その結果も踏まえて、現在、戸籍法や住民基本台帳法の見直しが進められているという状況、さらに事象といたしまして、情報化社会の進展に伴ってインターネットをめぐるいろいろな問題事象が起きていますので、17年度の人権をめぐる状況でも書きましたけれども、メディアリテラシーの向上を引き続き課題認識しているところであります。

第3の「平成19年度実施方針」、ここがいちばん重要なところと認識しているわけですが、18年度の実施方針とスタイルを少し変えているところがございます。18年度実施方針では、後ろのほうの5、6ページに「取組の視点」として三つ書いてあります「身近な問題から人権について考えるために」、「地域の問題として考えるために」、「自分自身でできることを考えるために」、これが18年度の実施方針として書いてありましたが、19年度の実施方針におきましてはこれを「取組の視点」ということで、「実施方針」といたしましては「重点事項」という形で、人権啓発を進めるにあたっての具体的な視点として、人権の普遍的な観点からのものと個別的人権問題に関わる観点からのものと合わせて13点を「重点事項」として記述することとしました。

この考えは、一つには、庁内各部局の取組は研修事業を中心に事業を進める形のものが多いになっているわけですが、そのためには新京都府人権教育・啓発推進計画に記述されております各課題の現状認識をきっちりと進めることが重要ということですし、また施策を検討するにあたって振り返るときにこういうものを明確に記述していることが有用だということで、より具体的に計画に掲げられているものを明記させていただいたところでございます。

二つ目に、「重点事項」で記述している内容につきましては、法務省や京都地方法務局が人権週間あるいは毎年度の重点あるいは強調啓発事項として定めているものと整合させておきまして、京都府の実施方針にこういうことを書くことによりまして、国と連動した施策の方向性を示すことができるとともに、またわれわれが示したものは市町村においてもそういうものを意識されますので、そのことによりまして国、府、市町村と連携した啓発の取組の方向性を出せるのではないかと考えまして、19年度実施方針におきましては「重点事項」という形で、「育てよう 一人ひとりの 人権意識」以下13の項目を具体的に掲げさせていただいたところであります。

この13の項目といたしますのは、まず普遍的な観点に関わるものとしたしまして、2ページに「育てよう 一人ひとりの 人権意識」をまずもってきております。3、4、5ページでございますが、これは新京都府人権教育・啓発推進計画に人権問題の現状として書いてございます人権課題を法務省の人権啓発強調事項と整合性を図りながら書いていこうとしているものであります。「同和問題の解決を目指そう」「女性の人権を守ろう」「子どもの人権を守ろう」「高齢者の人権を守ろう」「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」「外国人の人権を尊重しよう」「HIV感染者やハンセン病患者等に関する偏見をなくそう」「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」「ホームレスに対する偏見をなくそう」「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」「個人情報に関する権利や利益を守ろう」「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」ということで、タイトル表記については法務省でとられているものを基本にしながら記述をしております。

6ページの第4の「推進体制」については、従前どおり、懇話会の意見を聞きながら、推進本部体制という形で全庁挙げて取り組んでまいりたいということで、これについては変わりございません。以上、簡単でございますが、19年度実施方針の内容についての説明とさせていただきます。

座長 ただ今の部分につきましてご意見、コメント、あるいはご質問がありましたらお願いします。

委員 今ご説明いただいたなかで1、2お考えいただければありがたいなと思うことを申し上げたいと思います。一つ目は、第2に「人権をめぐる状況」が書かれていますが、国連の動きのなかで、去年の12月上旬に障害者権利条約が国連総会で採択されているはずですが。長い年月をかけてようやく採択されたということで、ぜひそれにふれていただけたらありがたいなということです。

個別のことで恐縮ですが、3ページの「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」のなかで、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインは確かに大事な視点ですが、今はソーシャルインクルージョンという概念が、ノーマライゼーションをさらに超えて社会のなかですべてが包括されていくという考え方で、例えばイギリスの政策などもソーシャルインクルージョンがベースになっているということも出てきておりますので、それをこのなかでふれていただくことができればいいかなということでございます。以上2点お願いしておきます。

座長 ありがとうございます。他にご質問がありましたらお願いします。いずれも非常に重要なご指摘だと思います。一般的なところでもし他の委員の方からご意見がございましたらお願いします。それでは、とりあえず今ご指摘の2点についてご返答を願います。

事務局 今ご指摘いただいた点につきましては、最初の点については精査しまして考えたいと思います。実施方針に関わるソーシャルインクルージョンの話ですが、おっしゃるように重要な概念として認知度が高まってきていると思いますし、関係する部局と調整をさせていただきたいと思います。

座長 障害者権利条約は、ご指摘のように非常に長い時間かかってやっと国連総会で採択されたという経緯がありますので、とくに 13 項目の一つに入っているわけですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

私もいろいろなところで人権の講演をやると、横文字、カタカナをなるべく減らしてくれといわれるのですが、適当な日本語がない場合、あるいは日本語では一面しか表せないような場合はそのまま使うこともあります。要するに、バリアフリーから出てユニバーサルデザインに行くように、あなたはこうだからこうだと分けずに、一緒に社会生活を送れるような状況をつくりだす、その核概念がソーシャルインクルージョンでありますので、障害者権利条約と並んで、ぜひ府のほうでも前向きに取り組んでいただけたらと思います。今までの部分で委員の方からご発言がございましたらお願いします。

個人情報というのは、私は部分的には行き過ぎのところがあると思うのです。客観的な情報として、ある意味でニュートラルに誰もが必要とする情報もありますし、個人につながらない情報はあまりないので、その適当なバランスが要るとは思いますけれども、もしも自分もその立場に立って、名前その他のデータが公表されたら差し支えがあるという、公表される側の立場でお考えいただいたら、そんなに難しい問題ではないと思います。

「個人情報の適正管理」とおっしゃっているので、そこは踏まえておられるのだと思います。犯罪被害者は長いことほっておかれるというか、気がついていても正面から取り上げられていない問題ですけれども、これは非常に重要な問題だと思います。これもいろいろな人権の会合で、加害者の権利ばかり守って被害者の権利はどうなっているのかというのは、まさにそのとおりだと思いますので、ぜひ府のほうとしても力を入れていただきたいと思います。とくにご意見はございませんか。それでは、次のテーマをお願いします。

事務局 それでは、二つ目の「平成 19 年度人権教育・啓発事業実施計画」について説明をさせていただきます。まずはじめに、府民労働部のほうの人権啓発全般は人権啓発推進室で担当しておりますので、その部分の説明をしまして、次に、知事直轄組織のほうは広報課とか職員研修・研究支援センターが全般に関わるものを担当しておりますので、その部分の説明をさせていただきます。

お手元の横長の資料をご覧いただきたいと思います。まず人権啓発推進室の担当している部分からご説明させていただきます。35 ページから 47 ページまでが人権啓発推進室が受け持っているものを書かせていただいています。この書式のスタイルといたしましては、このような

形でそれぞれ部の説明の頭に概要を、委員の先生方におおまかなところでご認識をしていただけるようにこのような形のものをつくっております。そのあとに個別の事業を書いております。そういうスタイルでこの資料は構成されておりますので、そういうものとしてご覧いただけたらと思います。

まず人権啓発推進室の役割としましては、京都府全般の人権啓発推進の総合調整役であるとともに推進役という役割を担っております。具体的には、京都府の行う啓発は、広域行政体としての京都府ということで、幅広い府民を対象にした人権啓発の効果的な推進をどのように進めていくのかという部分を担っているところであります。また、個別の人権課題といたしまして、同和問題に関わる啓発という部分を人権啓発推進室が所掌をしております。

府民啓発の全般に関わる手法としましては、広域的な行政体という観点から、広域的な視点からの啓発を主眼に、新聞、テレビ、ラジオといったマスメディアを活用した啓発、さらに5月は憲法週間、8月は人権強調月間、12月は人権週間といった具合に取組の重点期間を定めまして、その時期に市町村や民間団体と連携してフェスティバルを開催したり、街頭啓発を府内一円で共同実施したり、いろいろな取組を集中的に行って、人権啓発のための気運を醸成する取組を行います。また、いろいろな資料を工夫しながら学習啓発資料を作成しますし、また、住民に身近なものについては市町村さんのほうが行政体としては取組が得意なところでありますので、そういった市町村の取組を支援あるいは連携して実施するという形で、基本的な方向としてはそういう形で取り組んでいるところでございまして、その考え方自体は19年度においても変わりはなく、それにいろいろ工夫を加えながら事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

あとは資料をおめくりいただきながら特徴的なところをお話し申しあげたいと思います。37ページには「ひゅうまんシネマフェスタ」ということで、これは8月の人権強調月間の行事で、府内の市町村と連携して五つの市町村と五つの会場でやっているところで夏の行事として定着してきたのかなど。昨年は3,559人と、これまでの取組のなかで最高の来場者数を数えて、人の集まりを得たところでありますが、またNPOさんのほうと取り組んだところで、ここをさらにやっていきたい。「京都人権啓発フェスティバル」については、去年は舞鶴でやりました。舞鶴での取組としては過去最高、いつもの倍以上の人数で成功裡に終わったかなと思っております。今年は京丹後市でやる予定をしております。

38ページには府民参加型の啓発の取組といたしまして、ポスターコンクールと標語コンクールを実施してきたところですが、ポスターコンクールは従前どおり実施いたしますけれども、標語コンクールのほうは人権メッセージコンクールに替わります。標語コンクールについてはかなりの応募者を得てきたところですが、五・七・五という標語形式というものについてセレクトする基準が似たような作品になってきております。去年は1万人以上の参加者で23,081点の応募があったのですが、5回を数えて類似作品とか選択の基準がなかなか難しくなってきたということもございまして、とりあえずリセットいたしまして、19年度は容易に取り組める

ような形で新たなもの、一般の人も参加できるようなものという形で、今の時点では標語に替わるものとして人権メッセージコンクールを夏の期間に募集をして実施したいと考えております。

39 ページの人権啓発パネル展のところに「京都市内新規」と書いてありますが、京都市内での人権啓発パネル展については若い層をターゲットにした取組を今年はいろいろと考えてまいりたいと思っております。まず5月には、後ほどまた説明させていただきますが、芸術系大学、具体的には大阪成蹊大学芸術学部で去年いろいろと今年に向けて取り組んでいただいたものがございまして、そのポスター展を開いていきたいということで、エフエム京都の入っております建物の1階の展示スペースを利用して取り組んでまいりたいと考えています。

続いては、だいたい定番というかずっとやっている取組を39ページ、40ページに書いております。41、42ページにラジオとテレビの取組がございまして。去年、ラジオ、テレビは1年間続いて、1年のはじめの半分がラジオで、残りの半分をテレビという形で、NPOさんの取組やいろいろな取組を放映してきたところですが、今年度は一年を通じた取組といたしまして、ラジオを主体にした取組をもってこようと考えております。AMはKBS京都のラジオを1年間毎週金曜日の夕方の時間帯に設定して取り組んでまいりたいと思っております。去年から少し取り入れたのですが、従前の知識提供型あるいは取組の紹介型の内容に加えまして、創作をすることによって人の感性に訴えかけるような中身のものを、去年は「はたけさんちの夕ご飯」というシチュエーションを設定した、キャラクターも設定したドラマを10回ほど放映したのですが、今年度はさらにそれを発展させたような形のものを考えてまいりたいと思っております。年間を通じた取組にしたいと思っております。

それから新たな取組としまして、エフエム京都を使いまして夜の時間帯ですけれども若者をターゲットにしました、エフエム京都を来訪されるアーティストの方にリスナーに向けて、人権そのものというよりも広く思いを若者に向けてメッセージを発信していただくような番組をとりあえず半年間やってみようと思っております。ここで若者との接点を、従前は10代後半から20代にかけての啓発をどのように進めていくかということについて足りないなと思っておりましたので、そこに対する対応としましてエフエム京都を使いまして番組を有効に使っていききたいと思っております。

テレビのほうは次のページであります。テレビ番組としては、18年度は10月から今月末までの間連続で毎週日曜日に放映していたわけですが、19年度はそのような部分を改めまして、何らかのテーマを設定いたしまして、例えば命とか子どもの人権とか、どういうふうにクロスオーバーさせるかということもあろうかと思っております。何らかのテーマ設定をいたしまして、それについていろいろ工夫をした番組を30分間の特別番組という形でつくっていきなさい。その結果については例えばDVD化しまして、啓発資料として使えるようなものを意識しながらつくってまいりたいと思っております。

43ページには人権啓発資料という部分で、19年度作成予定の資料が書いてございます。こ

のなかでも芸術系大学というのが人権ぬり絵、啓発ポスター、啓発物品のところに出てきますが、若者の感性を生かした若者向けの啓発を取り入れた形で 19 年度は実施してまいりたいと思っております。これとエフエム京都の取組とうまく融合させながらできないかなと思っております。

ホームページについては、すでに立ち上げておりますが、さらに充実してまいりたいと思っております。市町村に対する取組としましては、従前から啓発補助事業でもって支援をしているところでございます。そういうものについては従前どおり市町村の取組をサポートする観点から実施してまいりたいと考えております。以上、人権啓発推進室の取組の概要でございます。続きまして、知事直轄組織のほうの説明をさせていただきます。

事務局 広報課から所管事務についてご説明を申し上げます。資料は、申し訳ございませんが少々戻りまして 1 ページをお開きいただきます。知事直轄組織（知事室長）広報課の所掌事務といたしまして、全戸配布の『府民だより』といいます広報紙や、KBS やエフエム京都の地元放送局で広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発を担当しております。それから府政記者に対しまして人権に配慮した取材・報道の要請も行っているところでございます。

現行の課題認識といたしまして、同和問題をはじめといたしまして、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えております。

19 年度の取組の方向でございますが、効果的な方法の一つということから、実際に生じている問題も踏まえまして、各種広報媒体を活用し、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行ってまいりたいと考えております。具体的には資料の 3 ページ以降でございます。二つ目の段に「きょうと府民だよりの発行」とございます。啓発につきましては人権啓発推進室さんと協力をしながら、「府民だより」は毎月発行でございますが、8 月の強調月間、12 月の人権週間には特集を構成しまして、あるいは世界人権問題研究センターがつくられた「人権口コミ講座」というコラムを掲載してまいりたいと考えております。数量でございますが、昨年 10 月から京都市内のポスティングを行いまして現在 115 万部を毎月全戸配布させていただいております。この「府民だより」ですが、別途視覚障害者の方向けに文字拡大版、点字版、テープ版を製作しております。なお、同じ内容のものがインターネットでも見ていただけることになっております。

その下の欄でございますが、テレビ番組放送といたしまして KBS 京都テレビで広報番組がございまして、「旬感 きょうと府」という 5 分間番組、あるいは「月イチ きょうと府」という 30 分番組がございまして、これも 8 月の強調月間、12 月の人権週間に特集等々を組みまして啓発してまいりたいと考えております。

その次のページにまいりまして、テレビのスポット放送でございます。5 月、8 月、9 月、12 月、3 月、憲法週間や就職採用選考あるいは卒業という時期をとらえましてスポットによる啓

発を行ってまいりたいと思っています。その下の「きょうとほっと情報」という KBS 京都のラジオ番組、いちばん下のエフエム京都のラジオ番組、さらに 5 ページにまいりまして、エフエム京都ないし KBS 京都でさまざまな形でラジオスポット等を行って啓発してまいりたいと考えております。以上でございます。

事務局 引き続きまして知事直轄組織の国際課のほうからご説明をさせていただきます。1 ページのほうをご覧ください。所掌事務といたしまして、在住外国人、留学生の支援をしております。現在、課題認識といたしまして、在住外国人や海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果につきまして、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要と考えております。在住外国人や海外からの人材が地域に定着していただけるように、きめ細かな生活滞在環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要と考えております。

そうしたなか、取組の方向としましては、在住外国人等の人権啓発については、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指しまして、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組むこととしております。また、外国籍府民が安心して生活できるための必要不可欠な生活情報をホームページやラジオ放送を通じまして提供するとともに、外国語による生活相談を実施しているところでございます。地域の国際交流の促進を図るため、名誉友好大使の活用や小・中・高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する財団法人京都府国際センターの活動を支援することとしております。アパート等の民間住宅に入居する留学生のために、府内大学や行政、関係機関等が連携して住宅保証制度を運営し、留学生を支援することとしております。

19 年度の方針と具体的な内容でございますが、6 ページをご覧ください。いちばん最初の「外国語生活ガイドの作成」でございますが、財団法人京都府国際センターのなかで、ここに外国籍の府民の皆さん方からいろいろなお問い合わせをいただいているところでございますので、このホームページにおける生活情報につきまして 5 カ国語による情報提供を行っているところでございます。同時に、相談を受けるための体制も整えているところでございます。

その次の「外国語ラジオ番組放送」でございますが、外国人の方々に生活情報等を提供するラジオ番組を放送することとしておりまして、大阪にインターメディア社というのがございまして、そこが FMC0・C0・L0 という外国人向けの放送を行っております。これは近畿の府県に同じように情報提供しているところで、現在、京都府におきましては英語・中国語による生活情報や府政情報につきまして毎週水曜日の夜に情報提供を行わせていただこうと思っております。

その次の「多言語による府政情報の発信」でございますが、まず京都府のホームページを 3 カ国語、英語・中国語・ハングルによりましてそれぞれ府政情報が適切に皆様方に提供できるようにしているところでございまして、引き続き実施してまいりたいと考えております。

その次のページをご覧ください。「京都地域留学生住宅保証制度」でございますが、これは先ほど申しあげましたように外国人の留学生の方々は民間のアパートにはなかなか入りにくいということがございましたが、平成13年9月から府内の18大学、大学コンソーシアム京都、国際センター等々が京都地域留学生住宅保証機構を運営しまして、留学生の方々が保証人はなくても一定の要件を満たせば、保証料を払っていただくことによって安心して民間のアパートに住めるというようなことをやっているところでございまして、これも引き続きやっていきたいと思っています。以上でございます。

事務局 それでは京都府の職員に対しまして研修の19年度の取組につきましてご説明いたします。資料の9ページをお開きいただきたいと思います。基本的には昨年度も申しあげました研修の体系をそのまま継続をさせていただきたいと思っております。センターで行います人権研修といたしましては、新採で入り、5年、10年経ち、またポストについた都度行います人権研修と、職場での学習を担っていただく指導者なり企画を行う研修主任なり、そういった人々たちに対する支援と、それから自己学習を支援するという、その三本柱をセンターの研修と位置づけてやらせていただきたいと思います。あと各部局の職場での研修をお願いしたいと思っております。いずれにいたしましても、人権が尊重される社会の実現に向けまして、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行する職員を育成するとともに、地域社会においても積極的な役割を果たすことのできる職員を育成したいと思っております。

取組といたしましては、講義形式の研修も行いますが、できるだけワークショップ形式等を取り入れまして、気づきを促進するような研修を実施してまいりたいと思っております。具体的な中身は11ページに示させていただいております。まず、センターで行います研修でございますが、新規採用職員として入りまして、5年が経ち、10年が経ち、それぞれ係長なり室長補佐なりと、階層が上がっていくたびに研修を実施しておりますが、職務のポストに関係して行います研修時に人権についての考え方をしっかりと身につけさせたいと思っております。あと、職場で人権問題に取り組んでいただくための指導者と企画をする主任に対しましても人権問題の現状、人権行政の動向、どういう企画をするのがより人権啓発にとって望ましいかという手法、そういったものについて十分学習をしていきたいと思っております。全職員を対象にいたしまして、その都度必要と考えます人権問題につきまして研修を行っております特別研修をやりたいと思っております。

職場での研修でございますが、それぞれ各部局が現状の人権問題を踏まえ、人権問題についての正しい理解、認識を深めてもらおうということで取組をさせていただいているものでございまして、今年もそのへんはしっかりと取り組んでいただこうと思っております。

自己啓発の支援でございますが、これは研修センターで行っておりますさまざまな人権に関わります研修で講義いただいた内容につきまして、講師の方にご理解いただいて講義録をつく

っておりまして、これを庁内イントラネットを利用して「研修情報」として配信しまして職員に周知を図るということで、自己啓発の材料にさせていただこうと思ってやっております。

12ページでございますが、世界人権問題研究センターにおきまして人権大学の講義を開いていただいておりますが、こういった場に職員も参加をさせようということで、希望者を募りまして参加をさせております。ここでも人権問題について幅広い観点から理解を深めていこうと思って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。雑駁ですが以上でございます。

座長 ありがとうございます。これは縦割りなので、われわれから見ると重なる部分があると思いますが、知事室長、職員長、人権啓発推進室と3部局からそれぞれ取り扱われている問題について、ただ、いずれも人権全部を視野に入れた扱いですので、いろいろご説明いただきましたことについて、コメント、ご質問がありましたらどうぞ。

委員 ラジオの番組は、それぞれアーティストに出てもらって自分の個人体験を語ってもらうというのは非常にいい取組だと思います。自ら語るというのが基本ですから。全体のお話をお聞きして、結局、行政側から住民のほうへと教育・啓発という点がいろいろなものが流れてくるという形ですが、逆に、住民から出てきたものを行政側がどこでどう吸い取っていくか、吸収してそれをフィードバックさせていくかという機能があれば教えてほしいのです。

なぜそういうことを聞くかということ、具体的なケースになるのですが、だいぶ前に舞鶴である障害者の方が行政ともめる状態になったのです。私は滋賀県にいたのですが、電話がかかってきて「来てくれ」というわけです。あるところで、何でもあれば行くからといったので電車に乗って行ったのですが、何が何だったか中身は忘れてしまったのです。

つまり、行き違いということがあるわけです。行政はこういう形で一つの仕切りでものをやっていく。そこへ参加している人は、その人は障害者だったのですが障害者という状態でそこへ問題提起していく、あるいは話をしていく。そのところで双方が了解というか、一定の合意に達しようというか、いわゆる雰囲気がいい場合は「なるほどな、そうなんか。そういう考え方なんか」とお互いに理解できるのですが、対峙した場合は権利と義務みたいなところでガチンコになるわけです。その場合、行政側のほうはガード姿勢に入ってしまうから、その人の話が入らない。それで結果的に、滋賀県にいた私のところに電話がかかってきて「すぐ来てくれ」という話になったわけです。

そのような具体的な場面でいろいろ出てくる問題は人権の個別問題として非常に大事な部分があるわけですが、それを行政側が吸い取るというのは非常にシステムとしてやりにくいのですけれども、そのシステムをつくっていくということが、このように行政から教育・啓発という形で流れていくものがさらに効果的に入っていく、つまり信頼関係をつくっていくうえで有効ではないかと思います。つまり、そういう手立てを、敵対でも何でもいいのですが、具体的な個人から出てきたものを吸い上げるシステムをつくっておられるのか、もしあればお聞

かせください。

事務局 今、委員のほうからご指摘があったのですが、われわれも双方向の対話といいますか、住民の皆さんに参加していただいて議論するなかで人権の問題を考えていくということは非常に大事だと思っております。そういうことで、例えば毎年やっております人権啓発フェスティバルでも、去年は舞鶴、今年は京丹後市で考えていますが、このなかにも対話のコーナーといいますか、NPO のなかで人権問題に取り組んでいる皆さんと参加をした府民の皆さんが対話をして人権問題についていろいろと話をする機会を設けるとか、いろいろな形で住民の皆さんに参加していただくという方法を模索しております。

もう一つは、去年からですが人権のサポーター制度とわれわれは呼んでおりますけれども、いろいろな機会に人権の問題について一緒に考えましょう、希望のある方は申し出て下さいということで、そういうお話があった方にはいろいろな情報誌を提供したり、人権のイベントの日時をご案内したり、自由な意見をいっていただくシステムを、これは構築したというところまではまだいいないと思いますけれども、模索といいますか、やり始めておりまして、現在 100 名ぐらいの方がサポーターに名乗りをあげてくれていまして、その皆さんから人権の問題についてご意見が来ております。そういう意味ではまだまだ決して人数的にも内容的にも十分ではないと思いますが、その萌芽といいますか、住民の皆さんの自由な意見をわれわれ行政側と交換するといいますか交流するといいますか、そういったツールについては、その立ち上がり、萌芽のようなものが去年から始めているということをご紹介したいと思います。

それから、われわれとしても委員からお話のあったような方法は非常に重要だと思っておりますので、例えばこんな方法がというのがございましたらご助言いただけたら大変ありがたいと思います。

座長 ありがとうございます。他の委員の方もどうぞ。

委員 いくつか多岐にわたるのですけれども、最初に質問ですが、人権啓発推進室でなさるマスコミを使った啓発と知事室長室でなさるものとは別の番組になるのですか、同じものなのですか。

事務局 別のものです。

委員 今日理解したところでは、人権啓発推進室は 20 代、30 代の若者をターゲットにした新規のことを展開するということですね。

事務局 そのようにしたいということです。

委員 申し訳ない表現だけれども知事室長室は今までやってきたものを来年度も実施していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局 従前からある番組のなかで人権に関しての機会を設けるということです。

委員 わかりました。いくつか多岐にわたって申し訳ないのですけれど、38 ページに「人権擁護啓発ポスターコンクール」があって、小・中・高校生とか盲・聾・養護学校の子どもたちに描いてもらうということですが、一つは、ポスターというお絵かきということに限定しないで、もっとアートという形にしてもいいのではないかと考えています。例えば写真とか、農村の女性の問題に関しては写真を募集するというのが後ろのほうに書いてありましたが、もう少し柔軟な形でやってもいいのではないかとというのが提案です。

国際課のほうのお話で、京都府さんはこういうふうに行っているのかということが私は見えたのですけれど、国際課のほうで、6 ページに、国際センターにおいて多言語で生活情報を提供しているということが書いてあったのですが、生活情報の提供というのはどういう範囲なのかということです。

余談になるのですが、私のところの研究室の大学院生が京都府の南のほうにある中国帰国者がたくさん住んでいるところの中学校でアンケート調査をしたのです。やはり保護者の方々は中国語しかわからないわけですし、彼らは例えば子どもの進学のことに関する情報とかは入らないわけです。どうしたものかと非常に悩んでいて、ご存じのように中国帰国者の高校進学率は非常に低い、定時制高校を入れても非常に低いわけです。そういう意味で、例えば教育委員会さんと連携して学校で配る連絡のさまざまな案内文はある程度定型が決まっている部分があると思うので、例えばこんなふうに工夫すれば簡単に案内として配れるとか、高校の受験のシステムについて情報提供するとか。多言語ということでやるならば、すべての部局にまたがってあると思うのです。そのへんはどうなさっているのかというのが質問です。

座長 いろいろな部局にまたがる場合に、多言語での横の情報交換とか連携があるのかということですが。

事務局 いくつか質問があったなかで、一つ、写真の問題について私のほうからお答えしたいと思います。やり方は本当にわれわれも悩んでいまして、「みんなで創る人権五・七・五標語コンクール」について今年振り返りをしたのですが、ポスターコンクールについては学校現場で定着しておりまして、これは続けていきたいと思うのですが、委員からあった写真ですけれども、これは非常に面白いので、例えば今は写メールとか、いろいろな方法があって、単にカメラで写すだけではなくて携帯を使っても写すことができますので、今提起のあった写真の

問題についてもどういうふうにすれば実務化できるかということがありますが、今のご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

事務局 国際センターにおけるホームページの生活情報の提供ですけれども、これは基本的なものでございまして、例えば医療に関することとか住まいとか教育とか、これから京都で生活していただくときに必要な情報提供という部分でございまして、それ以上の詳しい話になりますと、例えば相談をしていただくということで、ホームページのところから入っていただいてEメールによってそれよりも詳しい話を受けさせていただいたり、電話によって相談を受けさせていただくということになります。ただ、相談員自身が専門性をもっているわけではございませんで、特定の医療の話とか、教育でも先ほどおっしゃいました高校教育でどういう形でしていくのかとか、詳しいところまでは専門員としてこちらのほうでトレーニングしておりませんので、基本的にはそこからつないでいくという、それぞれの担当部局に、こういうところがありますので、その情報を得たり、改めて情報を得て発信をさせていただいたり、日本語が通じる方でしたらそこにおつなぎするという形になっております。

委員 そういうことだろうと思ったのですけれど、もちろん教育委員会のことは教育委員会でしかわからないけれど、でも教育委員会で中国語をしゃべれる人はいないわけですよ。実際問題そんなにたくさんは。国際センターのほうではそういうスタッフが、あるいはそういう言葉が書ける方がある程度はいらっしゃるということですね。だから連携して、例えば府立病院のところでは緊急医療を誰が行っても受けられるように、多言語サービスをなさっているかどうか知らないのですが、そういう緊急医療の問題とか、家を借りるときの問題とか、教育の場面の問題とか、そういう形である程度もう少し文字媒体として、国際センターのほうとそれぞれの部局が連携して、多言語サービスをもっとやり始めてもいいのではないかと考えています。

もう一つは、ホームページということは今おっしゃったのですが、私が知っている限りの中国の帰国者の人たちは識字の問題をもっているぐらいですから、おそらくインターネットを駆使してそういう形で情報にたどり着く力はそうないと思うのです。そういうことを考えると、やはり紙媒体の文字媒体をいかにきめ細かくやっていくかということと、京都府の広報も外国人にとってはまったく意味をなしていない、そういう状態だと思うのです。

もう一つ、京都府の特徴というのは、多住地域もありますけれども非常に点在して外国人の人たちが住んでいるという状況でして、私の知っている限りで小学校、中学校の現場では、お母さんがフィリピン人で全然話がわからないのだけれども自分たちとしてはどうしようもないのだという話を聞きますので、点在しているけれどもセンターにつなげば何らかの形で通訳とか、あるいは紙媒体の案内がもらえとか、そういう多言語サービスをもっとこれから考えていただけたらと思います。

座長 ありがとうございます。委員、その点で何かありますか。具体的な提案でも結構です。

委員 今、委員からの外国人に対する生活情報のことですが、実際に私が経験したことを話しますと、いろいろな医療に関する相談とかが来たときには、国際センターにいろいろな情報がありまして、相談員は専門ではないので、医療に関しては、病院が結構ありますのでそこにつないであげたりしています。法律に関することだったら、法律にも多言語で通訳とかがありますので、その情報を伝えてあげたりしています。しかし、それがまだそれほど多くないのです。去年から結構増えているのですけれども、まだまだ足りないのが現実です。

私も一つ聞きたいことがあります。外国人のことにに関して、国際課ではいろいろな生活ガイドを作成して、それをホームページとか、FM ラジオを通じて伝えるように考えておられると思うのですが、もしそれ以外に、ホームページを見ていない人とか、あるいは仕事をしている労働者たちはラジオを聴くことができないので、そんなことができない人たちのためにはどんな方法で情報を伝えようとお考えですか。

座長 お答えをお願いします。できてなければ、できてないということでも結構です。

事務局 国際課がやっている事業については皆さんに紙媒体でお示しすることができるのですが、関連事業につきましては現場からそういった依頼がなかった場合はこちらのほうは把握ができていない状況でございます。

委員 私の一つの提案ですが、国際センターもそうだし、国際交流会館もそうですけれど、知っている人は相談に来たりするのです。でも、かなり知らない人が多いのです。だから、広報をもっと広く伝えることを考えたらいかがでしょうか。あるいはチラシとか、もっと外国人がいっぱい住んでいる地域とか工場でもっと広く伝えたらいいかと思っています。

座長 私はたまたま難民審査参与員をやらされていまして、いろいろな国の難民審査の人に会うのですけれども、法務省とか入管局はそれなりに苦労していろいろな言語の同時通訳を確保しているのです。近畿の都道府県の枠を超えてやれば、そのグループさえ押さえておいたら情報を交換して、とくに珍しい言語の場合はこの筋でというような、つまり京都府のなかでもセクションによってばらばらというのではなくて、もっと広い枠で考えられたら有効かつ効果的にそういう情報ネットワークが共有できますし、一旦そういう具体的な個人につきあえば横の情報で広げることができると思います。まさに残念な方もおられるので、勉強されるので何でもかんでも助けるのはよくないのだけれども、それを前向きに考えていただいたら、今の問題はかなり効果的に対処できるのではないかと思います。

委員がおっしゃるように、紙の媒体はそれでいいのだけれども、どうやって必要な人に情報

を伝えるかということが大事なので、それはまさに府の持っておられる行政ネットワークだったら、それこそ個人の問題でなくて、どこにどういう外国人の方がおられるのかというのがわかるわけですから、親切な行政サービスとしてはそういうことも考えていただけたらと思います。

それでは、ご質問はあとでまとめてやっていただくとして、前半に予定されている最後ですけども、教育庁のほうからお願いします。

事務局 お手元の資料の後半の81ページから教育委員会、教育庁の資料になっております。総括表で所掌事務が学校教育、社会教育と書いてございますが、教育委員会では新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえて、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するとしております。大きくは学校教育と社会教育という分け方ができるのですが、学校教育はご承知のとおり学校のなかでの人権教育ということで、私どもの取組の方向にも書いておりますけれども、教育活動全体に人権教育を適切に位置づける。そのなかでとくに教育の機会均等、あるいは学力の充実、進路保障、いわゆる人権としての教育の視点、それから一人ひとりを大切にされた教育環境も含めた人権を通しての教育の視点、それから基本的人権、同和問題などの人権問題について正しい理解や認識を深める、人権についての教育、そして互いの価値観や違いを認めて自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力、人権のための教育といわれている部分ですね。その四つの視点をしっかりと学校教育に、これは社会教育の部分もそうなのですが、位置づけて取組をしていきたい。社会教育は、京都府の教育委員会はどうしても市町村の教育委員会の支援が大きな柱になりますので非常に抽象的な書き方しかできていないのですが、とくに指導者の養成、社会教育の担当者の養成、府域全体にわたっての広域的な取組とか、あるいは先導的な取組といった視点から、京都府の教育委員会として社会教育に取り組んでいく、そのなかに入権の視点をしっかりと位置づけて取組を進めたいと考えています。

具体的な資料は83ページからでございます。今日お配りしましたお手元の封筒のなかに分厚い資料が入っていますが、一つは「人権教育を進めるために」の平成19年度版、それから平成19年度の「指導の重点」、この二つが、今申しあげた学校教育、社会教育について人権教育を推進する基本的な考え方をお示しするというので取り組んでいるものです。もう一つ、「人権学習資料集」という冊子が2冊になっていますが、これが83ページの「人権教育資料作成」ということで、子どもたちの人権問題の学習の資料を現在年次計画で作成をしているところでございますが、18年度は小学校編 となっていますが、小学校の中学年3、4年生を対象にした人権学習の資料集をつくりました。17年度は低学年1、2年生対象に、19年度は小学校高学年、20年度は中学校、21年度は高等学校編ということで順次、人権学習の資料集をつくっていきたいと思っております。今年度は14,000部ほどつくりました。資料には来年度高学年版で14,000部となっていますが、それぞれの学校で保管をさせていただいて、人権学習するときの資料として子どもたちに使ってもらおう。もう1冊、「指導の手引き」がDVD付きと

いうことですが、これは教職員がこの資料集で子どもたちと一緒に学習の進めるときの手引きとしてつくったものでございます。こういったものを活用しながら、それぞれの学校での人権学習が進むように取り組んでいるということです。

83 ページに「人権教育資料作成」として「進路保障資料」という書き方をしておりますが、これは京都府教育委員会だけではなく京都府全体の奨学金制度とか生活保護の制度とか、そういったものを一覧表として冊子として作成して子どもたちの進路保障を、経済的な理由で児童・生徒が希望進路を断念することのないように、いろいろな形で支援をしている情報を子どもたちに提供しているということでございます。

84 ページに「人権教育研究指定事業」がございます。これは文部科学省の指定で、下のほうは木津町の木津中学校区で、中学校の校区のなかに小学校があるわけですが小・中が連携して地域ぐるみで人権教育の取組をしていただくということで、上のほうは亀岡高校での取組ということで、亀岡高校は18年、19年度の2年間、木津町のほうは18、19、20年度の3年間の指定ということで先導的な取組をしていただいております。こういった取組の実際の成果を各学校なり他の市町村へ広げていただくような取組を引き続きやっていきたいと考えているところです。

85 ページは教職員研修事業でございます。先ほども職員の研修のところでお話ございましたが、総合教育センターを中心に一定の経験年数等に応じて研修を受けていただくという、計画的、系統的な研修を実施しているわけですが、実は今、国を挙げて教師の指導力の問題とかいろいろ出ているわけです。法期限が5年を経過したということもあるわけですが、団塊の世代が退職をしていく時代ということで、教師全体の指導力が、新採が増えていき若返っていくということで指導力の向上といいますが、教師力をきっちりと確保することが全国的にも大きな課題になっています。そういったことで、18年度に教師力の向上に関する検討委員会を設置しまして、人権教育に関わることだけではなくて、全体の教師力向上に向けた取組をどのようにしていくのかということを外部的方に入らせていただいて検討をいたしました。そういったなかで、研修体系、総合教育センターのあり方も含めて、しっかりと見直しながら、センターの機能を充実させていく、そして中ほどに「学校における人権教育研修」と書いておりますが、学校内での研修といいますが、人材を育てる職場にしていくといった視点も含めてしっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

事業としては3番目に「京都教育大学への派遣研修」とありますが、現職の教育職員を大学等に派遣をして専門的な知識を高めていただいて、また京都府のリーダーとなっていただくような取組もしているわけですが、こういった教職員研修の充実をしっかりと図っていく必要があると考えております。

86 ページに「トータルアドバイスセンター設置事業」ということで、これは教育相談の関係でございます。冒頭の人権に関わっての人権方針のなかでもございましたが、昨年来、いじめの問題が大きな問題になりました。これも大きな人権問題ということであるわけですが、その

ほかにも不登校とか児童虐待とか、そういう子どもたちが登校してくるという実態がございます。そういったなかで、この1月から24時間の相談体制をとっております。これまでは8時間ぐらいまでだったのですが、新年度も24時間対応で電話相談の取組をしていきたいと思っています。

87 ページから社会教育の分野の事業になるわけですが、社会教育における人権教育として、私ども京都府教育委員会の役割として社会教育の分野でいちばん大きな役割が、市町村の担当者を含めた指導者を養成していく、団体の指導者を含めて指導者の資質向上を図っていくということが大きな役割だと思っております。そういったことで、ここには書いてございませんが、人権教育企画推進委員会を設置いたしまして、社会教育における人権教育の取組をどのようにしていくかについてご意見をいただきながら、指導者研修会、あるいは二段目に書いています教育局ごとの人権教育行政担当者協議会を通じて、管内市町村の取組の充実を図るという取組をしております。

88 ページに「人権教育の学習教材と啓発資料の整備」という、これも条件整備という点で取り組んでいるわけですが、フィルムライブラリーに視聴覚教材を整備したり、社会教育における各団体等で活用していただけるような人権教育資料の作成をしております。18年度は資料については前年度の分を増刷するという形で取り組んだわけですが、そういった取組をしております。

88 ページの下の段は「森と小川の教室推進事業」、これは障害のある子どもたちが少年自然の家で一緒にいろいろな体験活動をするような場を少年自然の家の取組として実施をしております。ノーマライゼーションの進展を図るという趣旨から、障害のある子もない子も一緒に取り組むようなキャンプ事業。それから89 ページに「京のわくわく探検事業」がございますが、これも学校週5日制が完全実施をされて、地域で体験活動をとということもあるわけですが、障害のある子どもたちが地域の子どもの一員として地域のなかで活動できるような場を提供しようということで、「京のわくわく探検事業」にそれぞれの市町村で取り組んでいただいて、それを府として支援をしているということです。18年度は12の市町村で取り組んでいただいております。このなかで障害のある子もない子も一緒にいろいろな地域の体験活動に取り組むということで、子どもの居場所をつくっていくということで取り組んでいるところでございます。

関連事業として取り組んでいるものも含めて、説明については以上で終わらせていただきます。

座長 ありがとうございます。ちょっと時間が押していますが、ご質問、コメントを受ける時間をとりたいと思います。何かありましたらどうぞ。

委員 遠慮しないで、時間ももったいので発言します。先ほどお願いした多言語のことです

けれども、例えば 83 ページに京都府教育委員会として一人ひとりの子どもの進路保障ということで援護制度一覧表を作成しているということですが、例えばこれは多言語でつくられているかということです。

事務局 日本語だけです。非常に重要な点でご指摘をいただいていると思っています。

委員 先ほど委員から、どういうふうに情報を届けるかというときに、実は学校は保護者が外国籍であるというのは当たり前ですけど知っているわけです。だから教育委員会さんと国際課さんが何らかの形で連携をとってもらえれば、学校を通して外国人に情報が届くのではないかと思うのです。だから、外国籍の子がそれぞれの市町の小・中学校にどれくらいいるか、何の言語が必要か、そういうことは把握できると思うので、できる範囲で始めていただけたらと思っています。

先ほどインターネットというのはだめなのではないかという話をしたのですが、逆に、86 ページに「トータルアドバイスセンター」ということで、ご苦勞なさっていると思うのですが 24 時間対応の電話教育相談を始めたということですが、メールのほうはどうしていらっしゃるのですか。

事務局 メールでの相談というのは現在行っていません。この相談は、例えば子ども、教師、保護者からいろいろな悩みの相談を受けるというのを実際に声を聞きながらということをやっています、電話で受けながら少し深刻な場合には来所相談にもってくるといいますか、時間の約束をして面談をしながら。それも総合教育センターとか北部研修所に来ていただくのがなかなかしんどいということもありますので、3 番目に書いています巡回教育相談ということで、相談員が近くまで出向いて、教育局単位ぐらいですが、出向いて相談に乗っているという形です。委員がおっしゃったようなメールで相談があって、それに対してメールで返していくという形はまだとっておりません。

委員 私も大学のなかでこういう相談窓口を自分がやっているのですが、大学生がいちばん敷居が低いのはメールなんです。だからとりあえずメールでこういうことがあるんだというふうになってきたときに、これは直接話したほうがいいなと私が判断した場合は、できればここに電話してきてくださいとか、お会いできたらいいのでこういうふうにお会いしませんかという形でやっているのです。だから、メールというのは最初にいちばん声をかけやすいツールだと思うので、とくに中・高・大ぐらいの人にとっては。だから、電話を一晩中待っていらっしゃるのだったら横でメールも開けておくという形でやっていただけたらなと思います。メールでやりとりするというのを求めているのではないのです。メールの窓口もあったほうがいいということです。

事務局 相談したいと思います。ありがとうございます。

座長 とくにこの頃の学生はごく普通に電話よりもっと気軽にメールを使っています。つまり、電話だったら話中とか、そこにいなかったらだめだけれど、メールは残しておけますので。せっかくそういう若者の世代に人権ということを考えるのだったら、彼らが親しんでいる通信手段をもっと活用していただけたらと思います。

座長 それでは特定職業従事者等ということで、各部局、分野別も初めのほうに報告を全部お聞きして、そのあと委員のほうからコメントという順序にしたいと思います。それではよろしくお願いします。

事務局 それでは総務部の関係事業につきましてご説明させていただきます。資料の 13 ページをお開きいただきたいと思います。総務部の所管事業といたしましては、私立学校や宗教法人の指導などを行うとともに、府の機関として消防学校、府立医科大学及び府立大学を設置しているところでございます。また、個人情報保護条例を所管しておりまして、制度に係る調整なども行っているところでございます。

このようななかで総務部におきましては、私立学校（幼稚園、小・中・高校）や消防職員に対する研修会などを実施いたしますとともに、府立の両大学ではそれぞれ教職員や学生、また府立医科大学におきましては医療従事者などに対する研修なども実施しているところでございます。

現状の課題といたしましては、教職員に対する研修につきましては、広く人権問題全般について取り組んでいるとともに、その時々状況に合わせた研修テーマを実施して教職員の意識の向上を図る必要があると考えているところでございます。また、府立医科大学の医療従事者につきましては、交代勤務制などの関係上、研修へ全員の参加が難しいような状況となっております。こうしたなかで取組の方向といたしましては、府立医科大学におきましては学内で人権問題協議会、また府立大学におきましては人権教育委員会が設置されておりまして、こうした会議のなかで検討を重ねながら研修内容などについて決定していくこととしております。また宗教関係者の研修会への参加につきましては、参加法人が固定化する傾向にございまして、より多くの宗教関係者の参加を得るために広報紙など府の広報媒体による啓発にも努めているところでございます。それから個人情報保護制度につきましても、個人情報の漏洩事件や個人情報に対する過剰な反応もみられることから、個人情報保護法や条例の周知啓発を図るため啓発パンフの配布や広報紙などへの啓発記事の掲載などの取組を推進していくこととしております。

それでは引き続きまして、総務部で実施しております個別の研修事業等について説明させて

いただきます。15 ページをお開きいただきたいと思います。15 ページと 16 ページは府内の私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）への事業を記載しているものでございます。まず 15 ページの「人権教育資料の作成」でございますが、人権教育の指導や研修を進めていくうえでの教職員の方々の参考資料といたしまして人権教育資料を 6,000 部作成し、府内の私立学校などに配布しているところでございます。これに加えまして、研修事業といたしまして、まず幼稚園につきましては、幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期でありまして、研修内容といたしましても指導者としての人権意識の向上と基本的人権の尊重の精神の芽生えを培う指導という観点から、社団法人京都府幼稚園連盟とも連携しながら幼稚園の園長等に対して研修を実施しているところでございます。

次に 16 ページでございます。16 ページにつきましては私立の小・中・高等学校や専修・各種学校の研修事業について記載しております。この研修事業につきましては京都府と、例えば小学校でありましたら京都私立小学校連合会などの関係団体と連携しながら実施しているところでございます。教職員に対する研修につきましては、研修内容が学校全体に浸透し、また実効あるものとなるように、対象者を校長だけでなく教頭や生徒指導の教職員などに広げるとともに、府の職員も講師を務めるなどして主体性をもって取り組んでいるところでございます。

次に 17 ページでございますが、宗教法人関係者人権問題研修でございます。宗教法人に対しましては、信教の自由と政教分離の原則から宗教活動へなかなか行政が関与することができないのですが、人権問題につきましては府民の生活と深い関わりをもっている宗教関係者についても理解を深めていただくよう、毎年、南部・北部 2 カ所で研修を実施することとしております。これにつきましては参加者が固定化している傾向がございまして、一人でも多くの宗教関係者の参加が得られるよう、京都府宗教連盟などと協議しながら研修や周知方法に努めてまいりたいと考えております。消防職員の人権教育につきましては、府内の消防職員、市町村の消防職員に対しまして京都府立消防学校で各種の教育訓練を実施しているのですが、カリキュラムのなかで人権教育の時間を設定し人権教育を実施しているところでございます。

18 ページ以降は大学関係の研修事業になりますので、それぞれ府立医科大学及び府立大学のほうからご説明をいたします。

事務局 府立医科大学でございます。府立医科大学につきましては、まず一つは学生に対しての取組を行っております。医学部のなかに看護学科と医学科がありまして、まず 18 ページの冒頭にありますのは看護学科でございますが、計 15 回ほど看護学科の 1 回生 75 名と 3 回生の編入学の 15 名を合わせて 90 名に対して事業を行っております。同和教育と人権教育というテーマに基づきまして、人権問題についての正しい理解と認識を深めるための講義をやっております。医学科につきましては、基本的には 1 回生の学生を対象に計 8 回ほど、同和教育と人権教育のテーマで外部講師の方に来ていただいて講義をやっております。

19 ページにつきましては、教職員を対象に教職員人権啓発研修をやっているところでござい

ます。回数といたしましては計6回しております、考え方といたしましては、3テーマを各2回という形でやっております。おおむねテーマの設定といたしましては、人権問題全般と、医科大学でございますので医療人として医療に関わる者の人権と、各種人権問題についてということで3テーマを各2回、交代制勤務ということもありまして、できるだけ多くの方に参加していただくような取組を行っているところでございます。

下段になりますと、看護師の新規採用者人権研修を行っています。4月になりますと新たに採用された看護師に対して人権問題の理解を深めるために研修をしております。だいたい採用は約60名程度ということで、元岐阜大学教授の藤田先生をお願いしてゼミナールハウスでやる予定としております。

20ページをご覧くださいますと、研修医オリエンテーションということで、4月に入りますと新たに研修医が採用されるということもありまして、人権意識を磨くというテーマで病院管理課長から研修を行う予定をしております。以上でございます。

事務局 府立大学でございます。府立大学人権教育事業に関しまして説明させていただきます。資料は20ページでございます。本学では、今日の人権状況に対応した授業が行えるように、誰かに任せるのではなく全教員が担当するという全学的な教育のもとに、さまざまな専門領域の教員がリレー方式で人権論の講義を担当することとしています。その授業の内容といたしましては、前期に人権論、後期に人権論を実施しております。人権論は、人権論の総論あるいは基礎論に相当し、人権に関する法理念・制度、人権の歴史、人権思想の三つの柱からなっております。人権論につきましては、各学部研究科の教員が、文化と人権、社会と人権、自然科学と人権を内容とした授業を実施しており、本学学生が幅広い人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう授業を実施しております。なお、この授業は2回生での授業に配当され、約150名の登録を予定しております。

続きまして資料21ページでございます教職員人権問題研修学習会につきましては、教務部長、学生部長、事務局長と各学部から選出された教員で構成されております人権教育委員会におきまして、年度当初に計画を立て実施しております。内容につきましては、これまで、子どもと人権、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、障害学生受入をめぐる問題、学生指導、学生対応のあり方など、その時々で大切と思われるテーマに取り組んでまいりました。19年度の計画につきましては、委員の任命が4月となりますので現在のところ未定ですが、昨年実施しました研修・学習会での参加者アンケートの内容を勘案し、教職員の意識の向上を図るよう計画を立てていくところでございます。

事務局 社会的ケアが必要な方の立場に立って仕事を進めていくということが何より重要なことと考えております。「所掌事項に関する課題認識」に書いておりますが、現在、少子・高齢化が進展しており、核家族化や地域の連帯感の希薄化のなかで、京都府におきましても当

初予算が地域力の再生ということが重点に挙げられております。保健福祉分野におきましては、子どもや高齢者などの生命や人権が危険にさらされるといった痛ましい事件が今年度内にも発生しておりますし、大きく少子・高齢化のなかで制度が変わってきているということがございます。代表的なものとしましては介護保険制度がございまして、障害者に関わる障害者自立支援法が通じまして、これもサービスの受け手の側で非常に大きな混乱が生じたということがございます。そうしたなかで保健福祉部が担うセーフティネットのあり方が問われています。これは保健福祉部の本庁の職員が机に座っていてもわかることではありませんので、現地・現場に出かけていって府民の視点に立った制度の構築・運用が重要と考えています。

こうした課題認識の上に立って人権教育・啓発の取組をどのように進めていくのかということですが、ここでは三点を書いております。一つは、単に制度のオペレーターに止まらずに、施策の受け手たる府民の意識・感覚を職員が一定共有できる機会を積極的に確保してまいりたいと考えております。府の職員が出かけていく「出前語らい」という制度を設けておりますが、今年の2月で1,000件を超えています。保健福祉部関係は保健所も含めると約四百件弱ということで最もシェアの大きい分野を占めております。できるかぎり府民の方からお話がありましたら現場に出向いていって、しっかりした対応をし、ご意見を聞いてくる、これをしっかりやってまいりたいと考えております。

二つ目は、少子・高齢化の進行のなかでさまざまな課題が出てきております。私どもが一般の府民の皆さんから聞いております意見は、例えば介護保険の保険料が18年度は府内の市町村全平均で24%上がったということですか、医療制度改革のなかで負担が増えたとか、障害者の方についてもサービス料が応能応益負担に変わり非常に負担が増えたとか、こういうご意見をいただいておりますが、そういうご意見を聞きつつも、どうしてそういう制度変革が行われなければならないのかという総論的な部分の押さえをきっちり一人ひとりの職員がしていくことが必要であると思います。そのうえでなおかつ国の制度設計に問題がある部分については、京都府自身がやってまいりましたような単費制度を講じたり、あるいは少し運用面で改良したり、国のほうに問題提起をしていく、こういうことをしておりますので、そうした取組が説得力をもつためにも、しっかり制度変革の指針・目的を理解することが必要と考えております。

三点目は、家庭支援総合センターというものを考えておりまして、今まで児童相談所とか婦人相談所とか障害者の相談所が個別ばらばらに相談に応じてきたものを、一元的にワンストップで対応できるセンターをつくるという構想でございまして。この問題に代表されるように、さまざまな課題はお互いに関連をしていることが多くございます。したがって、各分野のそれぞれの所掌領域とか縦割りの感覚で課題に対応するのではなくて、効果的に課題に対応できるようにもう少し幅広く視野をもつような、連携や協働の重要性を研修等を通じて認識できるように取り組んでいきたいと考えております。

したがって、今年度もそうだったのですがタイムリーなテーマ、新しいテーマを取り上

げ、その相互の関係について理解をしていただくような研修の進め方をしております。今年度は、自殺、犯罪被害者支援、児童虐待の三つのテーマで保健福祉部職員の研修を進めさせていただき、相互の関連等についても講師の方からお話をいただくという形で進めてまいりました。

51 ページ以下は個別の分野の取組でございます。時間の関係がありますのでごく簡単に説明させていただきます。まず一番上にありますのが最も人数・規模とも大きい研修でございます。これは保健福祉部の全職員に加えまして個別の団体ごとの人数が必ずしも多くないところもすべて集めて研修をしています。その他に、保育所、児童虐待、こういうところについては、子育て家庭の不安が広がっているということがございますので、そういうところに重点を絞った研修を進めていきたいと思っております。

52 ページは、主として健康福祉関係でありますけれども、保健所の職員、それからエイズ、あるいはハンセン病についての啓発にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

53 ページは、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係でございます。社会福祉施設は非常に広がりをもっておりますが、社会福祉人材研修センター等の協力も得ながら施設長研修等のなかで、昨年から変わっております高齢者虐待防止法の制度の説明とか第三者評価を通じた個々の施設のレベルアップ、そこにおける人権の位置づけ等について重点的に学んでいただく機会として企画しております。

54 ページは、生活保護の関係でございます。生活保護については老齢加算や母子加算の廃止といった動きがございまして非常に厳しい状況におかれていますが、一方で京都府として就労支援のための自立支援の取組等を行っているところでございます。全体の制度について、先ほど申しあげました第二点目を中心にこの分野については取り組んでまいりたいと考えております。

55 ページ、56 ページは、障害者、高齢者関係です。障害者については、個々には書いておりませんが障害者自立支援法をめぐる非常に大きな課題のなかで、施設職員の方々から直接意見を聞く場を今年度は設けたところでございます。こうしたものも十分踏まえた取組にしていきたいと考えております。簡単でございますが保健福祉部関連は以上でございます。

事務局 警察本部から報告いたします。警察職員は、警察活動を通じて幅広く府民に接することから、人権に対する認識を深めるということはもちろんのこと、犯罪被害者をはじめ身体に障害を持った方々、高齢者等、支援を要する方々の立場に立った警察活動を進めていく必要があります。

警察における人権教育・啓発活動には二種類あり、一つは警察職員に対する教養・教育であり、もう一つは、犯罪被害者対策に代表される対策です。

さらに警察教養については、学校教養と職場教養の二種類あります。資料の 76 ページにありますように採用時教養においては、通年で人権に関する教養を行っております。これは、新たに採用された警察職員に対して、人権に関する問題、さらには児童虐待等に関する教養を行う

とともに、高齢者の身体的な特徴を体験する高齢者疑似体験という研修も行ってあります。

採用時教養を終了した警察職員に対しては、各職場で行う職場教養の中で、職務倫理教養を行ってあります。この職務倫理教養については、全職員を対象に実施しており、人権の問題についてのグループ討議等を実施して、人権に関する意識向上を図ってあります。

次に 78 ページになりますが、5月に被害者対策担当者研修会を予定しており、警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官 26 名を対象に、具体的な支援事例や効果的な支援方策等の教養を実施します。

8月には、女性指定被害者支援要員対象研修会を実施します。これは主に性犯罪の被害者支援を担当する女性警察官 150 名に対して具体的な支援事例を交えた教養を行い、より充実した支援活動の推進を図るものです。10月には、指定被害者支援要員対象研修会を実施します。これは警察署の指定被害者支援要員 200 名に対して、基本計画や支援業務の推進上の留意点等々について教養を行うものです。

次の性犯罪指定捜査員研修会は、捜査第一課が行うもので、性犯罪被害者の特異な心理状態に配慮しつつ、その心情に配慮した捜査活動を推進を目的としており、性犯罪捜査に従事する女性警察官約 80 名に対して実施するものです。次に手話講習ですが、警察本部や警察署に勤務する警察職員約 70 名に対して、聴覚言語障害者の方とのコミュニケーションに必要な手話技能の修得を目的とした講習を実施しているものです。

その他、対策については、被害者の二次的被害の防止・軽減、犯罪被害者の支援について犯罪被害者対策を推進していくほか、犯罪被害少年に対しては、少年相談業務の充実を目的としたメールによる少年相談の推進、電話で行う少年相談、ヤングテレホンの運用、臨床心理士による継続的な少年相談の推進を進めていきます。

事務局 企画環境部の事業につきましてご説明いたします。資料の 23 ページ、25 ページをお開きください。企画環境部は、大きく企画調整部門と環境部門に分かれておりまして、企画調整部門では府政の総合的な企画・調整、スポーツや生涯学習、それに交通、土地対策、高度情報化など幅広い事業を所管しております。また環境部門では、地球温暖化対策や廃棄物対策など環境の保全に関する事項を所掌しております。これらのうち人権教育や啓発に関わるものといったしましては、資料のとおり、府政の総合的な企画・調整に関する事項、スポーツ及び生涯学習に関する事項が該当すると考えております。

企画環境部では、府政の総合的な企画及び調整業務の一つといたしまして、平成 13 年に今後 10 年間の新しい京都づくりを目指して策定いたしました「新京都府総合計画」の進行管理をしてありますが、新府総では人権問題を「一人ひとりが生き生きと暮らす社会づくり」という項目のなかに位置づけておりまして、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題は非常に重要な課題として位置づけており、人々が人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できるよう、あらゆる場や機会を通じて人権

意識を高めるための人権教育・啓発など、人権問題に配慮した取組を推進していくこととしております。また、新府総実現のための中期ビジョンとして、平成17年3月に『『人・間中心』京都づくり5つのビジョン』を策定いたしました。このなかにおいても一人ひとりの尊厳と、人権を尊重し、とくに社会的に弱い立場にある人々の目線に立ってビジョンを推進していくこととしているところです。これらの基本的な考え方といたしましては、啓発等の重要性を強調するのはもちろんですが、いろいろな施策のなかにこの精神を入れて施策を推進していくことにしております。

当部所管の個別事業といたしましては、取組の方向のところがございますが、専門的な見地から世界人権問題研究センターへの支援、府民の皆様への幅広い情報発信、こういう事業に取り組むこととしております。25ページにまいりまして、財団法人世界人権問題研究センター運営助成事業ですが委員にも財団の副理事長、研究所の所長としてお世話になっております世界人権問題研究センターは、平成6年12月に正式な活動を開始して以来、人権問題について世界的視野に立った調査・研究活動を展開しておりまして、その運営費等につきまして京都市、商工会議所と共に助成をしているところでございます。センターでの調査・研究成果を府民に還元していただくことは大変重要なこととございまして、研究成果を「人権図書室」の開設や広報誌「GLOBE」の発行、「人権大学講座」や「人権ゆかりの地をたずねて」といった講座を通じて還元していただいているところでございます。

また情報発信事業につきましては、「京の府民大学」開設事業ですが、府民の自主的な生涯学習を支援するため、京都府、府内市町村、大学、短期大学等の実施いたします生涯学習関連の講座を「京の府民大学」として整理・体系化して、インターネットで広く府民に情報提供しているところです。18年度の掲載講座数は約1,000件となっております。

続きまして生涯学習・スポーツ情報提供システム運営事業ですが、こちらも府民の自主的な生涯学習を支援するために生涯学習やスポーツに関する各種の情報をインターネットを通じて提供しているところでございまして、パソコンのほか携帯電話のiモードからも入手していただけるようになっております。トップ画面はスポーツと生涯学習に大きく分かれ、講座・教室情報、イベント情報、施設情報、団体・グループ情報、人材情報などの掲載をしております。18年度上半期の情報入力件数は約4,000件で、アクセス件数は40,000件を超える状況となっております。以上が企画環境部の事業についての説明です。

事務局 それでは府民労働部から概要を説明させていただきたいと思っております。私ども府民労働部におきましてもかなり広い分野を所掌しておりまして、27ページをご覧くださいと思っております。27ページの上に所掌事務を書かせていただいておりますが、男女共同参画の促進、安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成、文化芸術の振興をはじめとする府民生活に関すること。いわゆる労働関係といたしまして、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備など安定した雇用の実現に関することといった内容を所掌しているところでございます。

そういった所掌事務に関するなかで私ども府民労働部では、とくに女性に関わる問題、あるいは犯罪被害者への支援、企業等での公正採用選考において、人権の尊重される社会の実現へ向けて、正しい理解と認識の啓発が求められるものと考えているところでございます。女性に関わる問題といたしましては、女性への直接的な人権侵害行為であるDV問題への対応、また性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的な取扱いが依然として根強くあるということから、男女共同参画の推進を進めていくことが課題であると認識しております。また犯罪被害者支援につきましても、多くの犯罪被害者やその家族が困難に直面し苦しんでいる現実がございますので、それが周囲の無理解によってさらなる被害を被ることがないように、犯罪被害者への支援、あるいは府民への啓発を進めていくことが必要であると考えております。また企業等への公正採用選考啓発についても、人権意識の更なる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められるものと考えているところでございます。

そういった課題認識のもと、総合的・効果的に対応していくために、権限の問題もございませうけれども、国・市町村等との連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働によりまして取組を進めていきたいと考えております。また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修にも取り組んでまいりたいと思っております。

個別の人権教育・啓発事業につきましては29ページ以降に挙げさせていただいております。犯罪被害者支援につきましては、現在、社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実するとともに、社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進していくこととしておりまして、具体的には犯罪被害者への理解促進を図る広報啓発、とくに11月末には犯罪被害者週間を定めまして集中的に啓発を行ってきているところでございます。また相談、サポート体制等々、総合的な相談窓口を設置し、サポートチームの設置によりまして総合的な支援体制を構築していきたいと考えております。

公正採用の関係につきましては、とくに啓発が中心になってこようかと思いますが、さまざまな機会を捉えて公正採用選考における啓発を行いますとともに、30ページにありますように、企業の人事担当者を対象とした研修会の実施、あるいは中小企業労働相談所における相談業務等の実施を行ってまいりたいと思っております。

31ページ以降は女性の問題の関係になります。男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を行ってきているところでございまして、とくに啓発施策、あるいはセミナー等の実施のほか、再就職等のチャレンジの支援等々、こういった事業を行ってまいりたいと思っております。

女性問題に関しましては、33ページの上段に挙げておりますけれども、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策につきましては、DVの被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施してまいりたいと考えておりまして、とくに啓発の関係につきましては啓発カードの作成・設置といった内容等を実施してま

いりたい、また相談におきましても DV サポートラインを女性総合センターに設置して相談にも関わってまいりたいと考えているところでございます。

以下は省略させていただきますが、男女共同参画等の実現に向けてさまざまな取組を実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

事務局 続きまして商工部のほうからご説明をさせていただきます。お手元の資料の 57 ページをお開きいただきたいと思います。商工部の所掌事務は府内産業の振興を所掌ということで、人権に関しましては府内の企業、商工業団体の人権意識の向上等を担当しております。

その下の課題認識でございますが、企業や商工業団体等につきましては、自らの職場内で、また経済活動等によりましてさまざまな人権に関する課題に直面する機会がありますので、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことができる団体、企業になるように意識の向上を図る必要があるという課題認識でございます。

取組の方向でございますが、先ほど申しました企業の職場内における課題といたしましては、例えば雇用、労働、さらに個人情報の保護といった人権問題があるかと思えますし、また事業活動を行うことによりまして企業・職場の内外での人権問題も出てこようかと思えます。こうした人権問題につきましてそれぞれの企業において主体性をもって対応することが必要でありますので、商工部におきましては、府内企業の代表者、あるいは商工業団体の役職員を対象に、府内 4 箇所の会場で人権啓発研修会を開催しております。その研修会につきましてはテーマ選定や手法に工夫をこらしながら意識の向上の努めているところであります。例えば平成 17 年度におきましては企業における個人情報の保護、平成 18 年度におきましては子どもの人権と企業の子育て支援というように、その年度によりましてテーマを設定して対応しております。

1 ページめくっていただきまして 59 ページがその事業の概要でございます。「企業・職場人権啓発推進事業」という事業名にしております。の目的・概要につきましては、企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対して人権意識の高揚を図る、の内容につきましては、講演・ワークショップ、啓発映画の上映ということとしております。対象者につきましては先ほど申しましたとおりで、会場は振興局単位に 4 会場、参加者数はだいたい 500 名を目標に設定しております。商工部からは以上でございます。

事務局 農林水産部でございます。資料の 61 ページをお開きください。農林水産部の人権啓発推進の基本は、所掌事務のところに挙げておりますように、一点目は農林漁業関係団体職員の人権啓発の推進、二点目は農山漁村社会における男女共同参画社会づくりの推進、この二点を基本にしております。

62 ページをお開きください。個別の取組ですが、農林漁業関係団体職員の人権啓発の研修につきましては、農林漁業関係団体が府内に 11 団体ございまして、京都府と共催で、毎年講演

会と啓発映画の実施をしております。北部と南部会場におきまして500名ぐらいの職員を対象にした研修を行っております。毎年、団体とその年のテーマにつきましてはご相談して行っておりますが、同和問題をはじめ、女性問題、障害者の問題、高齢者の問題等いろいろなテーマで身近な問題を取り上げて、できるだけ職員が持ち帰って、家庭や職場で後々いろいろな人権問題について話していただきたいということを考えながら行っております。

18年度につきましては、この懇話会の委員の外村先生にお世話になりまして、「子どもの人権」ということで3月15日と16日に開催させていただいたところでございます。19年度についても引き続き計画しております。テーマにつきましては団体とご相談しながら行いたいと思っております。その他、2段目ですが、関係団体への補助事業を行っております。関係団体それぞれにおいて人権啓発の取組を行っていただいております。

最後に、女性問題ということで農山漁村社会における女性の地位の向上の啓発を実施しております。これは京都府が主催をしております。「いきいき農山漁村女性写真コンクール」を平成7年から実施しています。農山漁村社会で女性が活躍しているところを題材にした写真を撮って出してくださいということで、およそ100名の応募があり、そのうち15点が入賞し、それを1枚もののカレンダーにしております。働く女性の姿を映し出したようなカレンダーをつくって啓発の推進を図っているところでございます。以上で農林水産部の説明を終わります。

事務局 土木建築部でございます。資料は65ページをお開きください。土木建築部の所掌事務は、一番目は言わずもがなかもしれませんが、道路、河川、公園等公共施設の整備とその管理。府営住宅の整備と管理。またここには「福祉のまちづくりの推進」と書いてありますが、こういったことを含めた建築確認行政といったこと。そして建設業、あるいは宅地建物取引業の許可ないし免許の業務を行っております。このような所掌事務に関しまして人権教育・啓発に関する課題認識として四点ほど挙げております。

まず第一点目ですが、公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインも含めたバリアフリー等が重要であると認識しておりますが、こういったことにはお金がかかりますし、何よりも施設利用者の方のご理解、こういったことも必要だということを解っていただくことが重要であると考えております。次に建設業でございますが、ここに書いてありますとおり地元の雇用を支える重要な産業であるのですが、非常に危険な業種であり、製造業と並びまして労働災害も発生しております。そういったことから経営者の方々には人権意識をはじめとした高い倫理観をもっていただく必要があると考えております。三点目は、宅建業者は住居という、人が生活していくうえで必要不可欠な側面に携わっておられるということがございますので、こういった方々に対しても高い倫理観をもっていただく必要があるのではないかとわれわれは認識しております。

このような認識に基づきまして取組の方向性ですが、バリアフリーの重要性は、われわれが一方的に啓発するとかではなく、ワークショップ形式で公共施設の整備を考えましょうという

取組を地域で何件かやっております、そうしたなかで住民の皆様とわれわれと一緒に勉強していく、そういった方向性ができればいいなと考えています。

建設業に関する働きかけは、年2回、北部と南部で人権に関する研修を実施して、啓発を進めているということです。宅建業者に対する働きかけは、宅建業者のほうが自主的な研修会をいろいろやっております、そのなかでわれわれはお話させていただく機会もございます。また宅建業者の方々は5年ごとに主任者証の更新が必要で、その更新の際に講習を受講することが義務づけられておりますので、そこでもまたお話する機会がございます。そういった機会を捉えて宅建業者の皆様に対して人権の重要性についてお話をさせていただきます。

次の66ページに具体的な施策の内容が書かれております。これは建設業者と宅建業者への投げかけでございます。建設業者に対しては北部と南部で研修会を実施しております。宅建業者に対しては自主研修、あるいは法定講習において人権についてお話をさせていただくという内容になっております。以上です。

事務局 資料の71ページをご覧ください。企業局では、地域開発事業として工業団地を造成して企業を誘致してきました。福知山市には長田野工業団地がありまして現在42社すべて完売しており、現在6,200人ほどが働いております。綾部市にあります綾部工業団地こちらもすべて完売しており、18社が立地し、約1,800人が働いております。課題認識としては、企業局では、長田野・綾部工業団地を造成し、優良な企業を誘致してきましたので、地域の雇用を促進し産業の振興を図るという観点から、立地企業における人権意識の更なる高揚を図るとともに、就職の機会均等を確保する必要があると考えております。取組の方向としては、京都府主催の人権問題に関する研修会を開催するとともに、両工業団地の立地企業で構成する社団法人の長田野工業センター、綾部工業団地振興センターが実施する人権研修事業に対して助成を行っております。

19年度の実施計画としては、一つは府が主催の人権研修を実施し、企業の人事・労務管理職の方たちを対象に人権尊重意識の高揚を図っていきたいと考えております。また、昨年度同様に、各センターが実施する人権研修等の事業に対して助成を予定しています。

座長 ありがとうございます。ずいぶんたくさん、総務、保健福祉部、警察本部、企画環境部、府民労働部、商工部、農林水産部、土木建築部、企業局と、人権はそれ全体に関わりますので非常にたくさんの方からいろいろ情報をお話かせいただきました。あと少なくとも20分ぐらいは、委員の方からご質問、コメントをいただける時間があると思いますので、ご遠慮なくお願いします。

委員 いくつか意見を申しあげたいと思います。まず私の仕事に関わることから保健福祉部の関係ですが、49ページの大きなまとめのなかで障害者自立支援法についての記載がありません

ん。お話のなかでは諸制度が大きな変革期にあるということで書かれておりますけれども、この席でも何回か申しあげましたように障害者自立支援法が全国的に非常に大きな困難を巻き起こしております。京都府はさまざまな制度を設けて手立てをしていただいておりますけれども、今後もその影響は続くだろうと覚えているところです。そういうことについてやはりふれていただく必要があるかなと思います。

それと関連しまして、自立支援法の一つの大きなポイントとして市町村障害福祉計画の策定がありますが、京都府の障害福祉計画はまもなく案がとれて来年度から実施されていくということで、これには向こう5年間、23年度までの数値目標が入っております、そのなかに例えば入所施設を利用されている方210人を地域生活に移行する、精神障害のある方について病院に入院されている方450人を地域生活に移行する、あるいは福祉施設から一般企業への就労移行を年間100人の移行を目指すなどという数値目標が入っております。これは毎年毎年、その数値がクリアされているかどうかを検証されることになっています。

あとのさまざまな項目のなかで障害のある方とのふれあいや理解とか交流という言葉が出てきますが、これはもうすでに時代遅れになっているというように私は感じております。府民労働部の報告のなかで障害者雇用が完全に抜け落ちているのは問題だと思いますし、来年度以降、現実的に実務として進めていかなければいけないということがありますので、もう一度見直しをお願いしたいと思います。

もう一点は教育の関係で、その前のご説明にありましたが、教育基本法が昨年末に改正されて、その影響があるのかないのか、あるとしたらどのような形であるのか、プラス・マイナスを含めてですが、そういうことをお聞かせいただきたいと思います。特別支援教育については、国連ですでに1993年に障害者の機会均等化に関する基準規則が採択され、今後の教育は統合であるという方向が出されました。その後、日本はそれに逆らっているという言い方は語弊があるかもしれませんが、それに沿わずに分離教育を進めてきたという流れがありますが、今後教育の方向はどちらに向かうと教育委員会は捉えておられるかお聞きしたいと思います。

もう一つだけお願いします。警察からのご説明がありましたが、手話通訳などコミュニケーションの理解についてのご説明をいただきましたが、障害のある方は発達障害なども含めてさまざまな障害の形が見られています。あるいは外国の方も含めてコミュニケーションがとりにくい方というのは聴覚障害の方だけではないはずで、ぜひ、さまざまな障害も含めた理解をするための研修を進めていただきたい。とくに触法行為に該当する障害のある方々が非常に増えてきておりますので、ぜひそのへんのご検討もお願いしたいと思います。たくさん申しあげましたが、よろしくお願いたします。

座長 問題がはっきりしていますので、印象が薄れる前にぜひお答え願いたいと思います。

事務局 委員のほうからご紹介いただきましたとおり、障害者自立支援法の関係については、

京都府は全国先駆けて障害者の負担の軽減を図る措置を、国に比べて2分の1まで抑え込むという制度をやりました。それを受けて日本全国で話題になりまして、今度は国が2分の1をさらに下回る4分の1まで利用者負担を下げるということで制度が動いてきたということがございます。私どもの障害者施策における重要性というのは変わらないわけですが、この調書のなかにどういうことを書くかということです。施策自身を書くのであれば、障害者以外の、例えば児童虐待の関係であったり、北部のほうの産科医等の確保の問題であったり、保健福祉部の重点施策は幅広くたくさんございます。そのなかで人権問題として捉えて、これは意識とか啓発ということだろうと思っておりますので、そういう部分での働きかけということに鑑みてこの調書は整理させていただきました。社会福祉に関わる諸制度の変革の重要例として、障害者自立支援法の成立と今後の見直しが重要な課題であるというのはそのとおりでございますので、そのあたりについては明確にさせていただきたいと思っております。

事務局 教育委員会でございます。教育基本法改正の影響というのは直接今回の計画のなかではふれておりませんが、後段でお話ございました特別支援教育に関わっては、この4月から、これまでの養護学校等の名称が特別支援学校ということで統一して、学校教育法の改正もありまして府のほうも条例改正を行うということになります。統合教育の方向性については、特別支援学校をどう評価するかということがからんでくるだろうと思われませんが、京都府の場合、従来、国のほうは特殊教育という表現を使っていたと思いますが、私どもは障害児教育小学校、あるいは障害児教育といった形でそれは分離教育の流れにはなっているのかなと思います。ただ、今の学校の実態を見ますと、その保護者なり子どもの状況に応じて、4月以降の特別支援学校ではなくて普通学級在籍、高等学校にも障害のある子どもたちが入学をするといった状況がございますので、統合かどうかという区別はしにくいかなと思っております。お答えになっているかどうかかわからないのですが。

事務局 手話講習以外についても、例えば自閉症の方に対する理解を深めるために、警察学校に専門家を講師として招いて教養を実施しております。また、外国人の方については、警察本部教養課に通訳センターを設置しており、外国人の方に対する通訳業務を行っております。

また、警察署等でも留学生に対する防犯教室や交通教室をはじめ、外国人の方に対する情報提供を行っているところです。

今後ともさまざまな事例に対応できるように、教養内容の充実に努めてまいります。

委員 ありがとうございます。先ほど自立支援法の関係で具体的な法律を入れ込むことはどうかということでしたが、障害福祉計画を実施するということは、地域が変わらなければ地域生活への移行というのはありえないのです。先ほどの数字の方々を毎年毎年、地域での生活の移行を図るということは地域が変わらなければ絶対に実現しない。あるいは企業の雇用も、企

業が変わっていただかなければ絶対に実現しない。福祉関係者ももちろんですが、行政も変わらなければ絶対に実現しないという思いがあります。これは毎年評価されますから、理念だけではなくて現実に何人移行できたか、何人就職できたかという問題に関わることで、そういう意味で申しあげたのです。施策が伴わなければ人権啓発も教育も意味がないだろうと思いますので、施策が伴うものとして地域社会を変えていく、日本のいろいろな仕組みを変えていくという方向性をぜひもっていただきたいなと思って申しあげたところです。ありがとうございました。

座長 難しいというか、つまり行政の役割というのは、なるべく市民社会に干渉しないのが、そうではなくて必要がある場合は積極的にいい意味での介入をしていくかということですね。われわれが住民税を納めているのは、その両方の役割を期待していると思いますので、今、委員がおっしゃったことは、意識的にやれることは仮に小さいことであっても、あるいは数字のうえで大きい成果が出ないことであっても手がける方向性をもっていただきたいということだろうと思います。他の委員の方もお願いします。

委員 医療関係の従事者に対する人権教育ですけれども、京都府なので府立医大を対象にされていると思いますが、他にもいっぱい病院がありますし、そういうところへの働きかけとして、京都府医師会とか看護師協会とかその他の組織にも働きかけて、それぞれの病院でも人権教育はなさっているとは思いますが、もう少し充実していただけたらと思います。

女性の医師として男女共同参画についてですが、昔は「男は仕事、女は家庭」とどこかに書いてありましたが、働く女性が増えてきていますし、女性医師の活用を最近はいわれてきておりますので、それには小さいお子さんをもっておられる女性医師が働きやすいような、これは子育て支援にもなるかと思いますが、病気をしたときでもみてもらえる病児保育を充実させていただきたい。とくに府立医大には保育所がないと聞いておりますので、研修医の若い女性医師、まだ子育て中の女性が安心して働けるように考えていただきたいと思います。

座長 ありがとうございます。おっしゃったように行政にいろいろなところにつながっているので、例えば少子化を防ぐために何がいるかということ、女性が結婚して子どもを産むと社会から隔離されて復帰しようと思っても非常に難しい、そういうバリアを下げていくための施策が大事なので、もちろん自治体としてやれることには限界があると思いますが、やはりやれることは、中央官庁と一緒に地方自治体も縦割り行政の弊害が少しでもなくなるように。とくに人権というのはそれをつなぐ意味では非常に重要なテーマですので、今日は副知事がお出でになっておりませんが、やはりリーダーシップを発揮して、できることから何ができるのかということで各部署で考えていただくのが、こういう懇話会をもつことの一つの意義ではないかと思います。ぜひよろしくをお願いします。まだ少々時間がありますので、他の委員の方

どうぞ。

委員 他の委員のように具体的な意見とか具体的な質問ではありませんが、今お話がありましたように、私自身の立場でいきますと、今日出たなかでは企業とか職場における人権問題ということで、今さら取り上げるまでもなくセクハラ、パワハラ、あるいは女性の働き方の環境問題であったり、また障害者というハンディを背負った方の働く場所の問題ということになるのですが、企業及び職場における人権問題ということについて、それを目的として取り組んでいますよというのが府民労働部さんであったり商工部さんであったり、あるいはまた農林水産部では地域ごとの企業、職場ということを対象に考えていただけると。

今のお話のように、縦割りの弊害で隙間ができるよりは、それぞれの活動を推進する中身がダブったほうがむしろいいわけなので、何ができていないということではなしに、むしろかぶっていてもやっていただいていることについては、一応こういった問題については評価すべきだろうと思っております。ただ、併せて、府の職員のいろいろな部署の方々の対象が最終的には府民一人ひとりであるわけですけれども、同様に、対象となるということでは、みなそれぞれ、例えば犯罪被害者であったり子どもであったり女性であったりという形で、一つの対象をいろいろな部署で見て、それぞれの立場からアプローチされているということにおいては、企業・職場とまったく同じ形なのだなということがよくわかりました。

したがって、隙間ができるよりはダブっていてもいいからしっかりやっていただくということが大事だということではあるのですけれども、例えば企業の場合、企業のなかの社員を対象として、中間に企業の使用者側の立場に立つ人、とくに人事・労務の人間があいだに立ちますので、そういったことがプラスアルファの形でいろいろな指導が働いていくことと併せて、いろいろな形で受け身で物事を受けて、片方で進めていくという面もあるわけです。そうすると、隙間をつくらずにダブっていただきたいとはいいいながら、やはりどこか一つで統一的に見ていって、ムダがない、ダブらないということをやする面もまた必要なのかなということ、今日はそれぞれの部署ごとに聞いただけに余計に強く感じました。そのところは行政ということではありますと、企業にとっては京都府のいろいろな行政ということと併せて、また京都市さんのお立場での行政ということも同じところの窓口に降りてきますので、そのあたりはきちんと統一的にというか、どこか一カ所で全体のバランスをにらんでいただくということも改めてお願いしておきたいと思えます。

座長 ありがとうございます。私は今たまたま滋賀県に住んでいますので、県全体で紙の上では非常に大きな計画があるのだけれども、今ご指摘のように具体的な実施は各部局にまたがっている。だけど誰かがどこかで見ていて、ダブった全般がまるまるムダにならないように、それが生きてくるように評価するシステム。そういうことをいうと役所ですので知事をトップにして各部長を集めて、局長を集めた推進母体はできても実際はほとんど機能していないと

どうか、人権推進室という小さなところへいって、それが推進体に入って全般的に「建築はこうやりなさい。保健福祉はこうやりなさい」といえるかということ、そうなっていないのですね。京都府としてそのへんはどうお考えになっているのか。急にいってもやれることには限界があると思いますけれども、ただいまのご指摘はそういうことを念頭に置いてなされたのだらうと思います。他の委員の方からございませんか。

委員 今やれることには限界があるというお話でしたが、民間ですすでにある事業の情報を収集して、そこと連動して何をするかという方向もあっていいのではないかと。行政がその穴を全部埋めていくのではなくて、今ある団体と協働して何ができるかという方向ももつと。意外とこちらからつながる手段がわからないというのですか。例えばチャイルドライン支援センターで厚生労働省からチャイルドラインを委託事業として進める方向性をもってきたといわれるのですけれど、さて、ではどこへ、どうつながっていったらいいのかというのがなかなかこちらとしてはわからない。勉強不足もありますが、もっと開いて一緒にするという方向があればいいなと思います。

座長 そうたくさん経験があるわけではないのですが、欧米の例を見ますと、行政がNPOをうまく使うのです。うまくというのは、楽をして大きい結果を得るということもあるけれど、今おっしゃった情報の共有、それが双方向でいくということ。これは市民社会の伝統が日本と違って長いから、そういうなかでできてきたのだらうと思いますけれど。

おっしゃるように、例えば育児にしてもそうですが、私が経験したのでは、滋賀県の長浜で中国系のお母さんがなかなか溶け込めなくて、娘の友だちの幼稚園児を殺害したという事件がありました。よそから移ってきた日本人が、高島市という湖西にあるいちばん新しい市で、面積は大きいけれども人口が少なくて少子・高齢化が極端に進んでいる日本の縮図のようなところでも、結局、市も県も関わっているのだけれども幼児虐待でついに死に至らしめた。それは地元なり適当なNGOが関わっていればおそらく防げただろうし、あるいは少なくともそこまでいく前に何とかできたことで、それはまさに行政と住民、地域社会のあいだの意思疎通、あるいは協力関係、情報交換ということに一つの大きな原因があるのではないかと。

先ほどおっしゃったいくつかの点が出ていますけれども、私も懇話会の座長をお引き受けして何か意義のあるメッセージを伝えたいと、その二つの例を非常に端的におっしゃっていただいたかと思います。

府のほうから、べつに自己批判ということではなくて、ここはこうしたらこうなるのではないかと、あるいは実はこうやろうと思ってもこういう壁があるのだということがございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

事務局 今日には本当にいろいろ有意義なご意見をいただいたわけですが、そのなかの

一つの大きな柱として私が感じましたのは、横の連携と申しますが、縦割りの弊害と申しますが、こういった問題が何人かの委員からかなり強く出されたと思っております。今日のような形は初めてだったわけですが、各部局がそれぞれ担当しています人権に関する事業について具体的な説明をさせていただいたということで、今までよりはかなり具体的なイメージをもっていただけたのではないかと思います。

そういうなかで、連携の問題は、私ども人権啓発推進室という組織がこういった人権問題の総合調整、総合企画を担当しております、この連携がうまくいっていないのはわれわれの責任が非常に大きいと思っておりますが、京都府では人権啓発調整会議という組織をもっておりまして、これは各部局長で構成しておりますが、実際上の実務と申しますが事務的な整理は各部局の次長で構成する幹事会で議論をしております。このなかでいろいろな課題、問題については議論、調整をしているわけですが、今、何人かの委員からそういった問題提起があったということは、そのへんがまだまだ不十分なところがあるというご指摘だと思います。

そういった組織と申しますがシステムはございますし、私ども人権啓発推進室がそういった役割を担っておりますので、今日のご意見、ご指摘を十分に踏まえて、所管をいたしております麻生副知事にも皆様のご意見をお伝えして、この調整会議がもっと機能するように、あるいはわれわれ人権啓発推進室がもっともっと力が発揮できるようにこれから十分心していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

座長 ありがとうございます。それでは私の役割はここで終わりますので、一旦マイクを事務局へお返しします。

事務局 今日3時間を超える長時間にわたりまして熱心にご討議、ご意見をいただきまして本当にありがとうございます。今日は少し変わったやり方で行ったのですが、いろいろ出されました意見については、すぐにも修正ができるもの、あるいは取り組めるものについてはただちに取り組みたいと思っておりますし、さらに検討が必要なものもあったと思っておりますので、これについては各部局の事業のなかで十分検討していきたいと思っております。

今日はこのように各部局から説明させていただいて委員の皆様から意見をいただいたわけですが、今日のような意見交換を通じて各部局とも認識を新たにすることができたのではないかと私は感じております。本当にありがとうございました。

## (2) その他

事務局 それでは、この場をお借りしてお願いとお知らせをしたいと思います。実は委員の皆様は任期がこの3月31日までとなっております。ご本人から申し出のありました委員以外は再任をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。委嘱状につきましては後ほどお送りさせていただきたいと考えておりますので、併せてご

了承いただきたいと思います。

座長 それでは皆さん長時間ご苦労さまでした。これで閉会します。